

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲等)

第十一条 省 略

2 法第六条第一項に規定する国外財産に係るもの以外の事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第六十五条又は第六十六条の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(以下この条、次条第二項及び第十二条の三第五項において「過少申告加算税等基礎税額」という。)のうち次の各号に掲げる場合(次項から第六項まで又は第十二条の三第五項の規定の適用がある場合を除く。)の区分に応じ当該各号に定める税額の合計額とする。

一・二 省 略

3 5 7 省 略

(死亡した者に係る修正申告等の場合の国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の規定が適用される場合における国外財産調書等の取扱い)

第十二条 省 略

2 法第六条第一項又は第三項(同条第七項第二号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定及び国税通則法第六十八条第一項、第二項又は第四項の規定の適用があり、同条第一項、第二項又は第四項の規定により過少申告加算税又は無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、同法第六十五条又は第六十六条の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき事実(法第六条第一項又は第三項の規定の適用がある国外財産に係る事実を含む。)で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額は、過少申告加算税等基礎税額から当該隠蔽し、又は仮装されていない事実のみに基づいて修正申告等があったものとした場合における当該修正申告等に基づき国

(国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲等)

第十一条 同 上

2 法第六条第一項に規定する国外財産に係るもの以外の事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(以下この条、次条第二項及び第十二条の三第五項において「過少申告加算税等基礎税額」という。)のうち次の各号に掲げる場合(次項から第六項まで又は第十二条の三第五項の規定の適用がある場合を除く。)の区分に応じ当該各号に定める税額の合計額とする。

一・二 同 上

3 5 7 同 上

(死亡した者に係る修正申告等の場合の国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の規定が適用される場合における国外財産調書等の取扱い)

第十二条 同 上

2 法第六条第一項又は第三項(同条第七項第二号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定及び国税通則法第六十八条第一項、第二項又は第四項の規定の適用があり、同条第一項、第二項又は第四項の規定により過少申告加算税又は無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、同法第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき事実(法第六条第一項又は第三項の規定の適用がある国外財産に係る事実を含む。)で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額は、過少申告加算税等基礎税額から当該隠蔽し、又は仮装されていない事実のみに基づいて修正申告等があったものとした場合における当該修正申告等

税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額を控除した税額とする。

3 省 略

(財産債務調書の提出に関し必要な事項)

第十二条の二 第十条第一項から第三項までの規定は、法第六条の二第一項及び第三項の財産の所在について準用する。この場合において、第十条第三項中「第五条第一項」とあるのは、「第六条の二第一項又は第三項」と読み替えるものとする。

2 法第六条の二第一項及び第三項の財産の価額は当該財産の同条第一項又は第三項に規定するその年の十二月三十一日における時価又は時価に準ずるものとして財務省令で定める価額により、同条第一項及び第三項の債務の金額は同日における現況による。

3 8 省 略

附 則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額を控除した税額とする。

3 同 上

(財産債務調書の提出に関し必要な事項)

第十二条の二 第十条第一項から第三項までの規定は、法第六条の二第一項の財産の所在について準用する。この場合において、第十条第三項中「第五条第一項」とあるのは、「第六条の二第一項」と読み替えるものとする。

2 法第六条の二第一項の財産の価額は当該財産の同項に規定するその年の十二月三十一日における時価又は時価に準ずるものとして財務省令で定める価額により、同項の債務の金額は同日における現況による。

3 8 同 上